

No.170

発行日
令和5年1月20日

REAL PARTNER



秋田 宅建会報

写真/冬師湿原

(公社)秋田県宅地建物取引業協会
(公社)全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL(018)865-1671(代) FAX(018)865-1670
発行人 会長・本部長 赤田英博
編集人 運営業務委員長 金子敬司
印刷 株式会社くまがい印刷



秋田 宅建会報

新年のご挨拶	1
紙上研修	2
定時総会	6
第3回理事会・幹事会	6
第1回理事会・幹事会	7
第2回理事会・幹事会	7
第3回理事会・幹事会	8
第4回理事会・幹事会	8
第40回ゴルフコンペ	10
第16回ボウリング大会	10
各種お知らせ	11
入会・退会・会員名簿変更情報	16
秋田レインズ物件種類別在庫数	22

新年のご挨拶

(公社) 秋田県宅地建物取引業協会
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
会長・本部長 赤田 英博



明けましておめでとうございます。皆様、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年も、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、日本が抱える社会問題の一つに増え続ける空き家や所有者不明土地の問題がありますが、人口減少や少子高齢化などのトレンドだけでなく、税制度の問題や中古住宅の価値を判断し利活用していく機運に乏しいなど様々な要因が背景にあると考えられております。一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、空き家特別措置法が施行され7年、行政による対策の他、民間による様々な取り組みが行われており、不動産流通を考えるうえで避けて通れない大きなテーマとなっております。

そんな中、全政連とともに、特に空き家の抑制と解消について重点的に要望陳情活動を行った結果、低未利用地の適切な利用・促進を図るための100万円特別控除の適用期限が延長されるとともに物件価格の上限が500万円から800万円まで引き上げられました。また、空き家の

発生を抑制するための居住用財産の譲渡所得に係る3,000万円特別控除の適用期限も延長され、譲渡後、一定期間内に除却工事を行った場合でも特例の対象とすべく要件が拡充されました。今後も、不動産の有効活用や流動化の促進を図りこの問題が少しでも解決に向かうよう、政策等の要望に一層取り組んで参ります。

全宅連では、改正宅建業法による売買・賃貸とともに非対面取引に備えた電子契約システムやBtoB機能を充実させた新流通システムを導入しました。不動産業界だけでなく、社会全般に言えることと思いますが、消費者ニーズが多様化しその変化のスピードも速くなっております。これからも皆様の声を反映させ、全宅連とともに不動産流通システムの構築に取り組み、そのニーズに応じてまいりたいと考えております。

長引くコロナ禍のもとではありますが、本会運営を一層充実させ不動産業界の発展に尽力して参りたいと考えておりますので、一段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年が会員皆様にとりまして、すばらしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

[故意の条件成就妨害]

売買契約を見送ると連絡した後、他業者の媒介で当該物件を購入した買主に対する当初の媒介業者の報酬請求が全て認められた事例

(東京地判 令3・2・26 ウエストロー・ジャパン)

1 事案の概要

平成27年11月30日、Y(被告・個人)は、媒介業者X(原告)から紹介を受けた都内に所在する賃貸マンション(売却希望価格:4億2000万円)について、購入価格を4億円とする購入申込書をXに提出した。その申込書には、「私は、貴社より紹介を受けております後記表示の物件の不動産を下記の条件にて購入することを申し込みますので、貴社に交渉をお願いします。」「当社は速やかに上記条件にて売主と折衝します。」「成約の際には、成約本体価格の3%+6万円の仲介手数料及び消費税を申し受けます。」と記載されていたが、その提出の際にYはXに、媒介報酬を1080万円減額するよう検討を依頼した。

その後、Yは、本物件の売主側媒介業者Aに価格引き下げ交渉をしたものの、他にも購入検討者がいることを理由に拒否された。

同年12月2日、XはYに、売買価格4億2000万円、媒介報酬1080万円などとする購入申込書を再提示し、Yはこれに署名・捺印した。

同月7日、XはYに、契約場所、手付金、仲介手数料540万円(半金)、持参物等、売買契約締結に関する案内が記載された案内文書を手交した。また、売買契約日は12月10日または11日が予定された。なお、媒介契約書は売買契約時に調印

される予定であった。

同月9日、YはXに、家族の反対を理由として、本物件の購入を取り止める旨を告げ、売買契約は中止となった。

それから2年余り経った平成30年7月頃、Xは、Yが本物件に出入りしているところを偶々目撃して不審に思い、登記情報を確認したところ、Yが平成28年2月に本物件を購入していたことが判明した。Xは、Yに書面で事情説明を求めたが、Yは回答しなかった。

同年11月、Xは、Yとの間で売買契約の成立を停止条件とする1080万円の報酬合意が成立していたところ、Yが故意に本物件の売買契約の成立を妨げたとして、同額の媒介報酬支払いを求めてYを提訴した。

これに対してYは、媒介契約書は締結されておらず、媒介契約も報酬合意もなく、別途他の媒介業者の媒介によって本物件の購入を検討した結果に過ぎないと主張した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を全て認容した。

(媒介契約成立の有無)

Xは、平成27年11月30日以降、関係者と売

買契約成立に向けた調整を行っていることに照らせば、Yが申込書をXに交付した時点で、Xが本物件の売買に関する媒介を行い、売買契約が成立した場合には相当額の媒介報酬をYがXに支払うことについての基本的な合意が成立したと認められる。

媒介契約書の作成がない場合に宅建業法違反の問題が生じるかどうかは格別、媒介契約書の作成が実体的な合意の成立要件であるとまでは解されず、媒介契約書が作成されていないことをもって合意の成立が否定されるということにはならない。

(報酬額の合意の有無)

申込書には、仲介手数料として「成約本体価格の3%+6万円」との記載があり、これに対してYは、1080万円への減額を求めた。また、Xは売買契約時の仲介手数料半金(540万円)の支払いを求める案内文書をYに交付し、Yは特段の異議や疑問は述べなかった。

そうすると、本物件についての媒介報酬額を1080万円とする黙示の合意がX Y間で成立したものと認められる。

(Yによる故意の条件成就妨害行為の有無)

平成27年12月7日の時点で、売買契約の締結日は同月10日又は11日と具体的な日取りが絞り込まれ、同月8日には売買契約書及び重要事項説明書の案文が完成しており、売買契約締結直前の段階にあったと認められる。

したがって、Yは、Xの行った媒介活動を利用しつつ、Xに対しては本物件の購入意思がなくなったように装ってXを排除し、本物件を購入したものと推認できる。

このことは、Xの行った媒介による本物件の売買契約の成立を、Yが故意に妨げたと評価すべき

であり、YがXに本物件の購入中止を伝えた時期が本物件の売買契約成立直前であったことや、その後間を置かず他業者の媒介による売買契約の締結に至っていることなどの事情に照らせば、Yの行為は、許容され得る自由競争の範囲を逸脱し、信義則に反するものといわざるを得ない。

Xは、Yに対し、改正前の民法130条に基づき、媒介報酬の支払につき付されていた停止条件が同日時点で成就したものとみなすことができ、媒介報酬額1080万円を請求できる。

3 まとめ

本件は、売買契約締結直前に、契約締結を見送った後、他業者の媒介により当該物件を購入した買主に対する媒介業者からの報酬請求が認められた事例です。本判決を不服とした買主は控訴したものの、棄却されています。

本事例と同様に、媒介業者が報酬を請求して、これが認められた事例として、横浜地判 平18・2・1 (RETIO 67-98)、東京地判 平29・11・15 (RETIO112-118)、東京地判 平28・8・10 (RETIO108-140) が見られます。

一方で、本事例でも判示されている通り、宅建業者が媒介を行う場合、宅建業法上媒介契約書を遅滞なく締結することが義務付けられており(34条の2)、このような紛争を未然に防止するためにも、媒介業者としては、できるだけ早い段階で媒介契約書を締結することが望ましいと考えられます。

(一財) 不動産適正取引推進機構

メルマガ第188号「最近の裁判例」から転載

令和4年7月1日配信

[融資特約による解除の通知]

売主側媒介業者が、買主より依頼された融資特約による解除通知を、解除期限までに売主に通知しなかったため、契約を解除できなかった買主が、既払の手付金等相当額の賠償を売主側媒介業者に求めた事案において、媒介業者に信義則上の義務違反があるとしてその請求を認めた事例。

(東京地裁 令和3年10月22日判決 ウェストロー・ジャパン)

1. 事案の概要

買主：X（原告・飲食業）は、売主：A（不動産管理業）と都内所在の土地（本物件）に関して、売主側媒介業者：Y（被告）、買主側媒介業者：Bが介在する売買契約（本契約）を令和2年8月27日に締結した。

＜本契約の概要等＞

- ・ 売買代金：9000万円
- ・ 手付金：450万円
- ・ 融資特約事項：Xの融資の全部又は一部が否認された場合には、令和2年9月19日までであれば解除でき、AはXから受領した金員を返還する。

同年9月28日、XとAは、Xが9月30日までにAに対し、更に内金を450万円支払う一方、融資特約の契約解除日を10月6日までに変更することなどに合意し、9月28日にXは450万円の内金をAに払った。

Xは同年10月5日、融資申込の金融機関より融資が否認されたため、変更後の融資特約に基づき、本契約を解除することなどが記載された「融資の解除に関する覚書（本件覚書）」に記名押印し、Bへ交付した。Bは、Yに対し、融資が否認されたこと、Bにおいて本物件の購入が可能かを検討している内容を記載し、本件覚書のデータを添付したメールを送信した。

Yは、同年10月10日に初めて、Aに対し、Xから同月5日に本件覚書を受領したという連絡を

した。YがAに本件意思表示の内容を伝達しなかったのは、Aが本件融資特約の解除期日を延長したにもかかわらず、本契約が解除されることに納得しないと考えたためであり、Yは、Bが本物件を購入することが決定してからAに伝えようと考えていた。

Xは、同年12月22日、Aに対し、内容証明郵便により、本件手付金及び内金の返還を求めたが、Aは、令和3年1月11日、Xに対し、内容証明郵便により、Xから変更後の融資特約の解除期日である令和2年10月6日までに、融資特約に基づく本契約を解除するという連絡又は通知を受けていないとし、手付金及び内金を返還しない回答をした。

Xは、Yが融資特約の解除期日である令和2年10月6日までにAに対して意思表示の内容を伝達しなかったため、本契約を解除することができず、Xには既払の手付金及び内金合計900万円の損害が生じたと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき900万円の支払いを求めた。

2. 判決の要旨

裁判所は、下記の通り判示し、Xの請求を認容した。

Yは宅地建物取引業者であり、本契約に売主媒介の立場で関与したものであって、本契約の成立やその後の履行に密接に関与すべき立場にあった

ことが認められるところ、このようなYの立場に照らすと、Yは、売主であるAのみならず、買主であるXに対しても、Xが売主媒介であるYに対して本契約に関する意思表示をした場合、その内容を了知したときには遅滞なくAに対してその内容を伝達すべき信義則上の義務を負っていたというべきである。

しかるに、Yは、買主媒介であるBから変更後の融資特約の契約解除期日以前にXが意思表示をした旨の連絡を受けたにもかかわらず、Aに対してその内容を伝達せず、あえて秘匿したのであるから、信義則上の義務に違反したものと認められる。

そして、Yは、独断で上記の行動をしたものであるから、Yに上記信義則上の義務違反について故意が認められることも明らかである。

すると、Yが変更後の融資利用特約の契約解除期日以前に、Aに意思表示の内容を伝達しなかったことは、Xに対する不法行為に当たるものと認められる。

Xは、Yが前記、信義則上の義務に違反して変更後の本件融資特約の契約解除期日以前にAに本件意思表示の内容を伝達しなかった結果、本件融資利用特約に基づく解除ができず、Aから手付金及び内金の返還を受けることができなくなったと認められるから、Xには、Yの不法行為により、本件手付金及び内金各相当額である900万円の損害が生じたものと認められる。

以上により、Yは、Xに対し、900万円の支払義務を負う。

3. まとめ

媒介業者が、融資特約による契約解除の通知を、売主へ伝達しなかったことが信義則上の義務違反

として認められた本件の判示は、不動産取引における媒介業者の「通知を伝達する」ことの参考になるものと思われます。

買主は、本件とは別に、売主に対して、本契約を解除する意思表示をしたにもかかわらず、売主が既払の手付金及び内金合計900万円を返還しないとして、不当利得返還請求権に基づき、900万円の支払いを求める裁判を行っていますが、こちらは、買主の意思表示が媒介業者を介して売主へ到達したとは認められないとして、その請求が棄却されています。

(東京地判 令3・10・22 ウェストロー・ジャパン)

意思表示の通知は、相手側に到達したときから効力が生じる（民法第97条1項）とされており、判例では「到達したとは、意思表示がその相手方にとって了知可能な状態に置かれたことを意味し、意思表示の受領権限を付与されていたものによって受領されあるいは了知されることを要するのではない」（最一判 昭36・4・20 民集15・4・774）等があり参考にして下さい。

最近、メールやインターネット等の普及により、相手方に意思表示を通知した、受けていないといった内容でトラブルに発展するケースが見られます。媒介業者におかれては、トラブル回避の観点から、通知後に相手方へ確認をとるなどの確実な対応が必要と思われます。

(一財) 不動産適正取引推進機構

メルマガ第193号「最近の裁判例から」転載

令和4年12月1日配信

2022 年度定時総会（第 55 回総会）

令和 4 年 5 月 27 日（金） 秋田キャッスルホテル 放光の間

会場出席 27 名
書面表決 278 名
委任状 20 名
合計 325 名

提案事項

1. 2021 年度事業報告（案）承認の件
2. 2021 年度財務諸表（案）及び収支計算書（案）承認の件
3. 役員報酬及び費用に関する規程の一部改正（案）承認の件
4. 任期満了に伴う理事・監事の選任に関する件

報告事項

1. 2022 年度事業計画報告の件
2. 2022 年度予算報告の件

要 旨

昨年度同様、新型コロナウイルス感染対策として、総会招集通知に於いて議事の短縮を図るとともに、出席をご遠慮いただきたい旨ご案内したところ、一般会員の出席希望者なく書面表決にて定足数に足る正会員の出席で本総会が成立し、議案承認に必要な賛成の議決件数を得て終了しました。



第 3 回理事会・幹事会

令和 4 年 3 月 25 日（金）秋田県不動産会館
（対面及び WEB）

理事・幹事 22 名出席
監事・監査 2 名出席

審議事項

1. 2022 年度事業計画（案）及び予算（案）について
2. その他

要 旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認されました。財務状況が厳しいなか暫定的に引き下げていた役員報酬ですが、経費の削減効果や入会者の増加などで財務状況が大きく改善したため、元の 5,000 円に戻すことで総会に提案することとしました。



第1回理事会・幹事会

令和4年4月26日（火）ホテルメトロポリタン秋田（対面及びWEB）

理事・幹事 22名出席
監事・監査 2名出席

審議事項

1. 2021年度事業報告（案）及び決算報告（案）について
2. 役員改選に伴う理事候補者及び監事候補者について
3. 定時総会の開催について
4. 新入会員の承認について
5. その他



要 旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認されました。

定時総会の開催につきましては、新型コロナウイルス対策として昨年度に引き続き、一般会員へは書面表決での出席をお願いすることと了承されました。

第2回理事会・幹事会

令和4年5月27日（金）秋田キャッスルホテル 放光の間

理事・幹事 23名出席
監事・監査 3名出席

審議事項

1. 会長の選任について
2. 副会長、専務理事、常務理事の選任について
3. 他団体派遣役員の選任について

要 旨

役員改選期にあたり、定時総会終了後、執行部役員を選任する理事会・幹事会を開催しました。選任された役員につきましては、令和4年8月1日付発行の会員名簿をご参照下さい。

第3回理事会・幹事会

令和4年6月16日（木）秋田県不動産会館（対面及びWEB）

理事・幹事 22名出席

監事・監査 3名出席

審議事項

1. 各種委員会、各地区協議会及び他団体派遣役員
の配属について
2. その他

要 旨

役員改選期にあたり、新たな委員等の選任を行いました。

各委員会等の配属につきましては、令和4年8月1日付発行の会員名簿をご参照下さい。



第4回理事会・幹事会

令和4年12月22日（木）ホテルメトロポリタン秋田（対面及びWEB）

理事・幹事 23名出席

監事・監査 3名出席

審議事項

1. 2022年度上期の事業報告及び決算報告に
ついて
2. その他

要 旨

審議事項について、すべて執行部原案通りに承認
されました。

その中で、資産の取得又は特定の費用支出のために積み立てている資産について、将来の費用支出に柔軟に対応できるよう、目的外取崩しを規定化し、各種積立資産規程の一部を改正しました。



8 地区協議会別研修会

令和5年10月から消費税の控除に関して大きな変更となる、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることに伴い、実際どのように変わるのか、事前にどのような準備が必要なのかなど、不動産業務との関連を中心に、全県一斉ライブ配信による研修会を開催しました。

開催日 令和4年9月16日（金）

研修科目及び講師

- ・中古住宅に関するフラット35 適合証明について
講師：一般財団法人秋田県建築住宅センター
主任 石田 純 氏
アルヒ株式会社秋田店 松橋 史子 氏
- ・不動産事業者のインボイス制度への対応策
講師：税理士法人秋央 サムライネットオフィス
代表社員 税理士 大友 聡 氏



会場

大館北鹿地区協議会	バーリーズクラブ
能代山本地区協議会	プラザ都
男鹿南秋地区協議会	きりん亭
秋田地区協議会	ANA クラウンプラザホテル秋田
本荘由利地区協議会	本荘グランドホテル
大仙地区協議会	大曲プラザたつみ
横手地区協議会	よこてシャイニーパレス
湯沢雄勝地区協議会	湯沢グランドホテル

全県研修会

あらたに稼働した全宅連版「ハトサポBB」など最新情報啓発のため、全県一斉ライブ配信による研修会を開催しました。

開催日 令和4年11月11日（金）

研修科目及び講師

- ・ハトサポBBについて
講師：公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会
佐々木 広氏 / 川島 大祐氏
- ・重要事項説明書
「物件調査に必要な土地・建物図面の見方」
講師：株式会社ときそう
吉野 荘平氏 / 大槻 登清也氏

会場

バーリーズクラブ	(大館市)
プラザ都	(能代市)
トレイクかたがみ	(湯上市)
ホテルメトロポリタン秋田	(秋田市)
本荘グランドホテル	(由利本荘市)
大曲プラザたつみ	(大仙市)
よこてシャイニーパレス	(横手市)
湯沢グランドホテル	(湯沢市)



👑 ゴルフコンペ 👑

第40回

令和4年10月18日(火)

40回目を迎えた県協会主催のゴルフコンペを、太平山カントリークラブで開催しました。

コロナ禍の影響で3年ぶりの開催となりましたが、大館北鹿、能代山本、男鹿南秋、秋田の各地区協議会所属会員など15名の参加があり、秋晴れの穏やかな天候のもと、紅葉に抱かれた山並みを眺めプレーを楽しみ親交を深めました。

新ペリア方式により田村光弘さん(大館北鹿地区協議会・城南不動産)が優勝しました。



👑 ボウリング大会 👑

第16回

令和4年11月18日(金)

秋田市大町のブルックリンストライクでボウリング大会を開催しました。こちらのイベントもコロナ禍で3年ぶりの開催となりましたが、20名の参加があり、大会後は秋田市大町の「魚河岸」で表彰式と懇親会を行い大いに親睦を深めました。

団体戦では、畑山 蘭氏(畑山住宅(株)・秋田地区協議会)、渡邊 泉氏(リネシス(株)・秋田地区協議会)、山形信之氏((有)カントリーガーデン秋田店・秋田地区協議会)、金子敬司氏(金子地所(株)・秋田地区協議会)のチームが優勝しました。個人戦では、工藤琢磨氏((資)金子ビル開発・秋田地区協議会)が見事優勝を飾りました。





◆ Web 研修のご案内

宅地建物取引士及び宅地建物取引業従事者等に対する知識の向上及び宅地建物取引における紛争の未然防止を図るため、業務上参考となる研修用動画及び紙上研修を配信しています。テキストも別途ダウンロードできます。

動画をご利用いただくには、ログインIDとパスワードの設定が必要となります。本会ホームページのリンクバナーをクリックして受講して下さい。



◆ 不動産キャリアパーソン 受講のご案内

『不動産キャリアパーソン』は、「消費者への適切な情報提供に資する者」の証明として、全宅連が独自に認定付与する任意資格です。

宅地建物取引業に従事する者やこれから従事しようとする者、さらには不動産取引に関わる一般消費者が適正な不動産取引実務の知識を学習することで、不当に被るトラブルや紛争を減少していくために、取引当事者が主体的に関与できる研修制度として創設されたのが「不動産キャリアサポート制度」で、その学習成果を認定するのが「不動産キャリアパーソン」資格です。

内容は、取引実務において必須である基礎知識を分かりやすく解説しており、取引の流れに沿って体系的に学習できるようまとめられております。また、その内容を具体的にイメージできるよう、インターネット上で視聴できる講義動画も用意されております。ご興味のある方は、全宅連のホームページを見られるか、本会事務局にご連絡下さい。

■ 受講対象

宅建業従業者、経営者、宅地建物取引士、消費者問わずどなたでも受講いただけます。

※都道府県宅建協会への新入会員は入会時義務履修（支店入会含む）

■ 受講料

8,800 円（税込）

※一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承下さい。

※上記の金額には、通信教育費用、修了試験受験料（1 回分）、資格登録料が含まれます。

■ 受講の有効期間

修了試験の修了を含め、お申込み日から 12 か月（再受験含む。期間延長不可。）

■ 学習教材

テキスト学習とインターネットの講義動画による通信教育

◆ レインズに登録しましょう

依頼主と専属専任媒介契約を締結した場合は契約締結後 5 日以内に、専任媒介契約を締結した場合は契約締結後 7 日以内に、レインズへ物件登録することが義務付けられています。また、売主、代理及び一般媒介契約物件も登録できますのでご活用下さい。

◆ 不動産情報バラエティ番組 「TAKKEN クエスト II」

コロナ禍での新しい形の不動産情報の提供の場として、昨年度に引き続き、不動産情報バラエティ番組「TAKKEN クエスト II」を制作、住宅や不動産の気になるお金の話から注目の地方移住まで不動産をめぐるさまざまな情報や話題を一般消費者にお届けしました。

■放送日時 AAB 秋田朝日放送／令和 4 年 12 月 4 日（日） 11:00 ~ 11:30

■出演 MC：柳瀬わかな / ねじ（ササキユーク、せじも）



不動産情報バラエティ
TAKKENクエスト II

税金・相続・隣人関係や地域の未来まで…
宅地の気になる情報をお届けします!

出演者
MC 柳瀬わかな
お笑い二人組 ねじ

番組概要
高齢化が加速する日本が抱える課題のひとつ「空き家問題」の最新情報をメインテーマに、気になる不動産の問題をトピックごとに徹底解説!
気になる「税金」 気になる「相続」
空き家・空き店舗の活用で街が変わる!?
不動産コスト「購入時」 不動産コスト「持ち」
この後どうするの? 徒歩分って言いましてよわね!

12/4日 11:00~11:30 再放送 2023年1月(予定)
AAB 秋田朝日放送 5chにて放送!!

放送終了後 秋田県宅建協会の公式WEBサイトで本編フル動画を公開予定!

秋田県宅建協会の公式WEBサイト
ハトマークサイト秋田
秋田県宅建協会の公式WEBサイト
ハトマークサイト秋田

不動産に関する無料相談所
毎週水曜 13:00~16:00 開催中!
秋田県宅建業者協会
秋田県宅建業者協会
秋田県宅建業者協会

◆ 免許更新

宅建業免許の有効期間の満了日の90日前から30日前まで

提出期限が一日でも過ぎた場合、期間満了により従前の免許は失効となります。このことで、業務に支障をきたすばかりでなく、新たな免許取得による協会への再加入等で費用が発生することになりますので、くれぐれもご注意下さいますよう、お願いします。

◆ 会員名簿掲載事項に変更があった場合の (免許番号・免許年月日は除く)のお届けをお忘れなく

■ (「商号又は名称」・「代表者」・「事務所所在地」・「専任の宅地建物取引士」)の変更
宅建業者名簿搭載事項変更届出書(行政提出用様式3号の4)を行政に提出のうえ、その写しを所属地区協議会へ提出して下さい。

■ (「宅地建物取引士」・「従業者」)の変更
従業者変更届出書(協会提出用紙)を所属地区協議会へ提出して下さい。

■ (「TEL、FAX」・「URL、E-MAIL」)の変更
所属地区協議会へ連絡して下さい。

◆ 令和5年度 法定講習会のご案内

令和5年度の法定講習会を下記の日程にて開催します。対象の方は、是非本会が実施する法定講習会を受講されますよう、よろしくお願ひします。

開催回	開催日	対象者	会場
第1回	令和5年7月23日(日)	新規及び更新(宅地建物取引士証の有効期限が平成36(令和6)年1月10日までの宅地建物取引士)の方	ホテルメトロポリタン秋田
第2回	令和5年11月12日(日)	新規及び更新(宅地建物取引士証の有効期限が平成36(令和6)年4月30日までの宅地建物取引士)の方	
第3回	令和6年3月10日(日)	新規及び更新(宅地建物取引士証の有効期限が令和6年8月31日までの宅地建物取引士)の方	

≫ 新規の方:開催日の2ヶ月前までにご連絡下さい。

≫ 更新の方:所定の期日に講習案内を送付します。

各回 9:00 受付開始 9:30 講習開始 16:50 講習終了予定

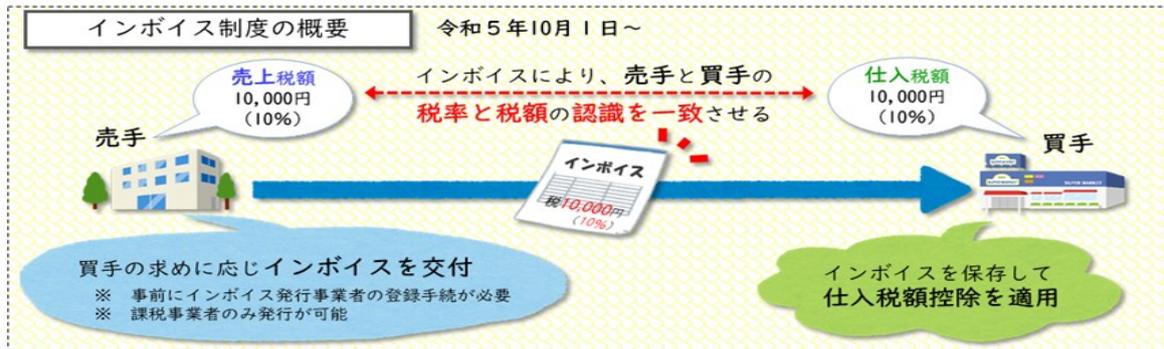
※詳細は案内に同封いたしますプログラムをご参照下さい。

◆ 令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます

1 インボイス制度の概要

(1) 導入の経緯等

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。



(2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、納税をするのは、各取引段階において、消費者に物の販売や、サービスの提供を行った事業者となります。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。

2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、以下の点から登録を受けるか検討することとなります。

① 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者や免税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（e-Tax 又は郵送により提出できます）。制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認下さい。

3 令和5年度税制改正（案）について

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。当該大綱において、インボイス制度に係る改正（案）も掲げられております。

詳しくは、財務省ホームページの特設サイトをご覧ください。

《財務省》



【参考】国税庁ではインボイス制度に関する特設サイトを設け、各種資料を掲載していますのでご活用下さい。

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

① インボイスコールセンター

（インボイス制度に関する一般的（※）なご質問やご相談）

0120-205-553（9:00～17:00 土日祝除く）

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は所轄の税務署への電話（音声ガイダンス「2」を選択）により、面接日時等をご予約下さい。

特設サイト



② インボイス制度に関する税務相談チャットボット

③ 説明会の開催案内

④ インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）

⑤ インボイス制度に関する取扱通達やQ & A

などを掲載しています。

※ 本文は令和5年1月時点の法令に基づき作成しています。

永年に亘り宅地建物取引業に精励するとともに、地域社会の発展に寄与したとして、叙勲及び大臣表彰が授与されました。おめでとうございます。

旭日双光章

（令和4年11月3日付）

元副会長 澤木 繁則 氏

国土交通大臣表彰（建設事業関係功労） 常務理事 大島 昌良 氏

（令和4年7月10日付）



入会・退会・会員名簿変更情報

令和4年2月1日から
12月31日まで

新入会員紹介

免許番号・免許年月日	秋田県知事 (1) 2326 R4.1.31
商号又は名称	(株) エクシア
代表者(政令使用人)	齊藤 雄大
専任宅地建物取引士	齊藤 雄大 (秋田) 2326
事務所所在地	〒010-0877 秋田市千秋矢留町 3-21
T E L	018-838-6725
F A X	018-838-6726
U R L	
E - M A I L	ilife@waltz.ocn.ne.jp



免許番号・免許年月日	秋田県知事 (1) 2327 R4.2.22
商号又は名称	(有) 佐藤建築工房
代表者(政令使用人)	佐藤 雅紀
専任宅地建物取引士	佐藤 律子 (秋田) 3807
事務所所在地	〒018-0122 にかほ市象潟町字象潟島 103-1
T E L	0184-43-6319
F A X	0184-43-2825
U R L	http://skkb.jp
E - M A I L	info-satoh@skkb.jp

免許番号・免許年月日	秋田県知事 (1) 2330 R4.3.16
商号又は名称	(株) ひまわり不動産
代表者(政令使用人)	石黒 大樹
専任宅地建物取引士	石黒 大樹 (秋田) 3644
事務所所在地	〒010-0916 秋田市泉北3丁目8-4
T E L	018-896-5550
F A X	018-896-5551
U R L	
E - M A I L	



免許番号・免許年月日	秋田県知事 (1) 2333 R4.4.6
商号又は名称	(株) ファミループ
代表者(政令使用人)	加藤 由香里
専任宅地建物取引士	伊藤 和男 (秋田) 3331
事務所所在地	〒010-0956 秋田市山王臨海町 4-6 葵ビル1階B号室
T E L	018-838-5117
F A X	018-838-5468
U R L	
E - M A I L	

本店所在地・免許番号 秋田市 秋田県知事 (5) 1725
商号又は名称 (株)プライムハウス秋田中央支店
代表者(政令使用人) 佐藤 宏(佐藤 義之)
専任宅地建物取引士 小松 享平(秋田) 4512
事務所所在地 〒010-0914 秋田市保戸野千代田町 1-42 AKT ハジメセンター内
TEL 018-838-1637
FAX 018-838-1635
URL
E-MAIL



免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2339 R4.5.25
商号又は名称 (有) 匠伸住建
代表者(政令使用人) 鈴木 武彦
専任宅地建物取引士 鈴木 武彦(秋田) 4666
事務所所在地 〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字堂ノ前 84-2
TEL 0187-43-2153
FAX 0187-43-2163
URL <https://takushinj.co.jp>
E-MAIL takusin@ec4.technowave.ne.jp



免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2340 R4.6.1
商号又は名称 (株) ハウスフォワード
代表者(政令使用人) 出川 圭輔
専任宅地建物取引士 出川 圭輔(秋田) 4326
事務所所在地 〒018-3301 北秋田市綴子字糠沢 35-1
TEL 0186-69-7600
FAX 0186-69-7601
URL <https://bloom-realty.co.jp>
E-MAIL info@bloom-realty.co.jp



免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2341 R4.6.9
商号又は名称 (株) AKホームコンサルティング
代表者(政令使用人) 中川 明良
専任宅地建物取引士 菅沼 隆(秋田) 4700
事務所所在地 〒010-1636 秋田市新屋比内町 9-32
TEL 018-874-8679
FAX 018-874-8679
URL <https://www.akhome.jp>
E-MAIL akhome.com@festa.ocn.ne.jp



本店所在地・免許番号 東京都 国土交通大臣 (4) 6857
商号又は名称 タマホーム(株) 横手営業所
代表者(政令使用人) 玉木 康裕(渡部 司)
専任宅地建物取引士 佐藤 潤平(秋田) 4676
事務所所在地 〒013-0063 横手市婦気大堤字婦気前 256-1
TEL 0182-35-1781
FAX 0182-33-1061
URL <https://www.tamahome.jp>
E-MAIL

免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2342 R4.6.28
商号又は名称 (株)SUMIKA
代表者(政令使用人) 田畑 一樹
専任宅地建物取引士 田畑 一樹(秋田) 2342
事務所所在地 〒017-0042 大館市字観音堂 436-3
TEL 050-7130-9607
FAX 050-3488-8679
URL
EMAIL

免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2344 R4.7.26
商号又は名称 いずみの不動産
代表者(政令使用人) 和泉 友香
専任宅地建物取引士 和泉 友香(秋田) 3081
事務所所在地 〒014-0022 大仙市大花町 13-9 とらいあぐるB号室
TEL 0187-73-6028
FAX 0187-73-6038
URL
EMAIL

免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2343 R4.7.20
商号又は名称 (有)住まい工房S
代表者(政令使用人) 土田 鐘子
専任宅地建物取引士 土田 鐘子(秋田) 4652
事務所所在地 〒011-0908 秋田市寺内大小路 3-24
TEL 018-816-0677
FAX 018-816-0688
URL <http://www.sumai-s.com>
EMAIL info@sumai-s.com



免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2345 R4.10.5
商号又は名称 (株)ワタケン
代表者(政令使用人) 渡部 俊省
専任宅地建物取引士 渡部 俊省(秋田) 4337
事務所所在地 〒010-1601 秋田市向浜 2-1-1
TEL 018-865-2363
FAX 018-862-1817
URL <https://www.kk-wataken.jp>
EMAIL watanabe@kk-wataken.jp

免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2346 R4.10.5
商号又は名称 (株)See Visions
代表者(政令使用人) 東海林 諭宣
専任宅地建物取引士 山本 美雪子
事務所所在地 〒010-0011 秋田市南通亀の町 4-15 ヤマキウビル
TEL 018-836-3331
FAX 018-838-0039
URL
EMAIL

退会報告

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代表者	退会年月日	退会理由
男鹿南秋	(3)2021	(有)小浜建材商会	小浜 富一	R4.6.28	廃止
秋田	(3)2102	(株)アイライフ不動産	齊藤 雄大	R4.2.1	廃止
秋田	(8)1396	(株)三成建設エンジニアリング	佐々木 傳一郎	R4.2.10	廃止
秋田	(4)1877	おがた企画	尾形 和敏	R4.2.28	廃止
秋田	(1)2230	(株)サワイ	沢井 伸	R4.3.9	期間満了
秋田	(3)2114	(同) エクセル不動産管理サービス	安藤 勝	R4.4.9	廃止
秋田	(7)1453	青葉不動産(有)	高橋 友巳	R4.7.31	廃止
秋田	(1)2238	高松木材(株)	高橋 大和	R4.7.31	廃止
大仙	(6)1608	(有)ヒテヨシ	元吉 謙太郎	R4.3.14	廃止
大仙	(7)1501	秋田企画(株)	栗津 正輝	R4.4.25	廃止
横手	(14)339	(有)太陽商事	鎌田 榮一	R4.2.19	廃止

支店の廃止

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代表者	退会理由	本店所在地
秋田	(3)7558	ハウスメイトショップ秋田店	鎌田 和博	R4.3.31	東京都

会員名簿の変更等

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
大館北鹿	(株)芳賀工務店	従業者	芳賀知恵美(退) 工藤香代子(退)	18
大館北鹿	(有)ゴダイ	従業者	高杉 英児(就)	19
大館北鹿	花岡土建(株)	専任宅地建物取引士	藤原まどか 4677(就)	19
能代山本	(株)能代興産	宅地建物取引士	三浦 京子 3883(就)	28
男鹿南秋	アイホームプラザ(株)	代表者 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者	渡部 久志(退) 渡部 久樹(就) 渡部 久志(退) 下坂 信子(就/取引士より) 下坂 信子(退/専任取引士へ) 渡部 久樹(就) 佐藤 有希(退) 越前屋信夫(就)	36
秋田	金子地所(株)	従業者	鎌田 和博(就)	44
秋田	(株)むつみワールド 本店	宅地建物取引士	柴田 憲生(退) 佐々木洋堯 4693(就)	44
	アパマンショップ 城東店	従業者	柴田 歩美(就/城東店より) 太田 尋哉(退) 柴田 歩美(退/本店へ)	65

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋 田	(資)金子ビル開発	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 〃	金子 健三(退/取引士へ) 金子 雄司(就/取引士より) 金子 雄司(退/専任取引士へ) 金子 健三(就/専任取引士より)	45
秋 田	(有)榎竹商事	所 在 地	榎ビル1階→榎ビル2階(訂正)	46
秋 田	(有)住宅開発センター	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士	櫻庭 操(退/取引士へ) 櫻庭 操(就/専任取引士より)	46
秋 田	(株)秋田住宅流通センター 本店 秋田中央店 有楽町店	宅地建物取引士	大川 勉 4441(就/秋田中央店より)	47
		従 業 者	高橋 恭平(就/秋田中央店より)	65
		政 令 使 用 人	大川 勉(退) 中嶋 智子(就)	66
		専任宅地建物取引士	大川 勉(退/本店へ) 中嶋 智子(就/取引士より)	
		従 業 者	三浦 風香(退)	
秋 田	秋田大学生生活協同組合	宅地建物取引士	瀬川 諒 4423	49
		従 業 者	米屋 靖子(退) 松村 千秋(退)	
		〃	河原 礼佳(就) 梶谷 研(就) 青柳 優衣(就)	
		〃	小澤 福之(就) 北嶋 直樹(就) 國場 海里(就)	
		〃	竹山 麗(就) 奈良紘太郎(就) 山崎 昌(就)	
		〃	大前 美央(就) 加藤 大地(就) 佐藤 千紘(就)	
		〃	石川 慶一(就) 野口 貴徳(就) 林部 永遠(就)	
		〃	八木澤啓介(就) 興野 哲平(就) 仙道 美貴(就)	
		三本木大和(就) 相馬 朋季(就) 棚山 遥(就)		
		野呂田萌子(就) 村上 もも(就) 六角 光生(就)		
秋 田	(株)財産コンサルティング	従 業 者	高橋 佳菜(退)	50
秋 田	(株)ローヤル不動産	宅地建物取引士 従 業 者	金岡 輝晃(千葉) 063239(就) 浅野 典子(退)	51
秋 田	(株)プライムハウス 本店 秋田中央支店	専任宅地建物取引士	水沢 優人 4513(退)	52
		従 業 者	佐藤 秀子(退) 織田 智子(退) 大野友貴人(就)	67
		〃	玉尾 瑛華(就/秋田北支店より)	
		専任宅地建物取引士	小松 享平(退)	
		〃	柏倉 量典 3945(就/由利本荘支店より)	
秋 田	むつみホーム(株)	宅地建物取引士 従 業 者	佐々木洋堯(退) 太田 尋哉(就)	53
秋 田	秋田セントラル不動産(株)	従 業 者	大塚 千聖(就)	57
秋 田	共和ホーム(株)	従 業 者	鬼川 久幸(退)	60
秋 田	三光不動産(株)	従 業 者	保坂 剛(退)	61
秋 田	(株)サンコーホーム 秋田店	従 業 者	齊藤 大喜(退) 佐々木 奏(就)	67
秋 田	大和ハウス工業(株) 北東北支社 秋田営業所	政 令 使 用 人	相澤 昭(退) 田中 武(就)	69
		専任宅地建物取引士	佐々木 誠(退) 相澤 昭(退)	
		宅地建物取引士	猪股 裕朗(退) 野上 雄矢(退)	
		従 業 者	山本 大(退)	
秋 田	FRE アセットマネジメント(株) 秋田営業所	所 在 地	010-0951 秋田市山王3丁目7-5 菱金マンション1階	70
秋 田	(株)カチタス 秋田店	専任宅地建物取引士 従 業 者	松橋 未来(退/横手店へ) 川村 美里(就)	70

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
秋 田	タマホーム(株) 秋田店	政 令 使 用 人 従 業 者 〃 〃 〃	杉本 毅 (退) 小舘 勇太 (就) 今井 学宏 (退) 坂本 隆弘 (退) 大峯 惇 (退) 保角 大輝 (退) 菊池 淳 (退) 綱淵 昌也 (就) 田中 直樹 (就) 北村 芽唯 (就) 藤田 悠楓 (就)	71
秋 田	(株)土屋ホーム 秋田支店	宅 地 建 物 取 引 士 従 業 者	小野 仁志 (退) 荒谷 正弘 (退) 長尾梨華子 (就)	71
秋 田	大栄不動産(株)	代 表 者 専任宅地建物取引士 従 業 者	笹森 喜博 (退) 今井 学宏 (就) 笹森 喜博 (退) 杉本 毅 (就) 細部 忍 (退) 新堀 隼 (就)	61
本荘由利	(株)すまいえ不動産	従 業 者	尾留川清弘 (退) 巴 尚登 (退) 伊藤 朋雄 (就)	76
本荘由利	秋北アドバンス(株)	代 表 者	榊原 均 (退) 村岡 敏英 (就)	76
本荘由利	ミライズハウス	従 業 者 氏 名	眞坂 佳道 (訂正)	77
本荘由利	朝日総合(株) アパマンショップ 本荘店	従 業 者	佐藤 善基 (退)	79
本荘由利	(株)プライムハウス 由利本荘支店	専任宅地建物取引士	柏倉 量典 (退 / 秋田中央支店へ)	79
大 仙	(有)フクダエイジェント	宅 地 建 物 取 引 士	福田みどり → 齊藤みどり (姓名変更)	83
大 仙	(有)中田工務店	宅 地 建 物 取 引 士	今野 正徳 2338 (就)	85
大 仙	朝日総合(株) アパマンショップ 大曲店	従 業 者	渡部 光希 (退 / 横手店へ) 近野 菜穂 (就 / 横手店より)	88
大 仙	(株)サンコーホーム 大曲店	従 業 者	高橋 光平 (退) 佐々木逸人 (就)	88
大 仙	(株)建匠	免 許 換 え	知事 (6) 1606 → 大臣 (1) 10289	82
横 手	朝日総合(株) 本店 アパマンショップ 横手店	従 業 者	佐藤 稔 (退)	92
		〃	近野 菜穂 (退 / 大曲店へ) 渡部 光希 (就 / 大曲店より)	97
横 手	(株)サンコーホーム	専任宅地建物取引士 従 業 者 専任宅地建物取引士	源 平 → 原 平 (訂正) 大友 香 → 大友 愛香 (訂正) 蓬田絵美子 4434 (就) 佐々木 崇 (退)	93
横 手	(株)秋田住宅流通センター 横手店	政 令 使 用 人 専任宅地建物取引士 宅 地 建 物 取 引 士 従 業 者	佐藤 隆美 (退) 菅原 寛基 (就 / 従業者より) 佐藤 隆美 (退) 星野 葉月 (就 / 取引士より) 星野 葉月 (退 / 専任取引士へ) 菅原 寛基 (退 / 政令使用人へ)	97
横 手	(株)カチタス 横手店	専任宅地建物取引士	松橋 未来 (東京) 270442 (就 / 秋田店より)	98
湯沢雄勝	(株)トライブジャパン	U R L	https://www.tryve.biz/	100

会員数

令和4年12月31日現在

	大館北鹿	能代山本	男鹿南秋	秋 田	本荘由利	大 仙	横 手	湯沢雄勝	合 計
正会員	49	29	27	199	41	52	34	20	451
準会員	3	2	0	36	2	5	6	0	54
計	52	31	27	235	43	57	40	20	505



秋田レイズ物件種類別在庫数



(令和4年1月1日～12月31日)



売買物件

単位：件

	R4. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	1,195	1,194	1,210	1,165	1,122	1,121	1,146	1,167	1,136	1,141	1,212	1,295
売買新規登録数 (前年同月登録数)	203 199	147 209	141 201	222 263	267 180	218 267	231 157	248 183	202 262	232 186	229 178	242 181
(土地)	131	95	73	135	184	134	135	154	125	131	112	97
(戸建)	59	37	55	59	69	66	69	76	61	86	99	142
(マンション)	7	6	6	12	8	10	12	10	7	9	11	2
(事業用)	6	9	7	16	6	8	15	8	9	6	7	1
当月成約数	44	31	40	35	32	54	29	42	42	30	39	34
(土地)	22	11	13	17	18	18	13	12	13	8	19	12
(戸建)	16	16	21	15	8	27	13	22	23	17	18	19
(マンション)	4	3	3	3	5	7	3	4	4	3	2	3
(事業用)	2	1	3	0	1	2	0	4	2	2	0	0
当月取下げ・削除	160	100	146	230	236	139	181	237	155	131	107	199
(土地)	117	68	93	153	170	86	139	176	107	71	62	52
(戸建)	30	25	39	61	52	36	28	53	41	48	41	144
(マンション)	7	4	7	6	4	7	8	2	2	6	2	0
(事業用)	6	3	7	10	10	10	6	6	5	6	2	3
売買当月末在庫数 (前年同月末在庫数)	1,194 1,364	1,210 1,355	1,165 1,270	1,122 1,292	1,121 1,257	1,146 1,300	1,167 1,247	1,136 1,230	1,141 1,205	1,212 1,210	1,295 1,220	1,304 1,195
(土地)	820	836	803	768	764	794	777	743	748	800	831	864
(戸建)	289	285	280	263	272	275	303	304	301	322	362	341
(マンション)	40	39	35	38	37	33	34	38	39	39	46	45
(事業用)	45	50	47	53	48	44	53	51	53	51	56	54



賃貸物件

単位：件

	R4. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	455	474	435	418	455	458	410	405	446	469	493	503
売買新規登録数 (前年同月登録数)	178 262	116 208	187 235	160 154	154 162	109 182	142 157	159 129	165 132	140 130	108 146	153 129
(土地)	0	2	2	2	1	1	3	2	5	1	2	1
(戸建)	21	15	20	20	14	14	16	15	20	18	11	20
(マンション)	146	81	159	110	120	85	97	108	108	93	76	114
(事業用)	11	18	6	28	19	9	26	34	32	28	19	18
当月成約数	48	57	92	42	31	33	35	34	38	33	35	32
(土地)	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
(戸建)	9	5	13	4	4	2	6	7	9	4	7	5
(マンション)	36	49	75	32	23	23	27	20	21	22	20	17
(事業用)	3	3	3	6	4	7	2	7	8	7	8	9
当月取下げ・削除	111	98	112	81	120	124	112	84	104	83	63	88
(土地)	0	1	1	0	2	0	2	0	3	2	0	1
(戸建)	16	8	11	8	11	7	18	7	6	8	7	11
(マンション)	79	83	90	65	90	106	74	61	77	63	44	55
(事業用)	16	6	10	8	17	11	18	16	18	10	12	21
売買当月末在庫数 (前年同月末在庫数)	474 580	435 573	418 523	455 487	458 506	410 501	405 489	446 495	469 500	493 481	503 494	536 455
(土地)	8	9	9	11	10	10	11	13	15	14	16	15
(戸建)	29	31	27	35	34	39	31	32	37	43	40	44
(マンション)	339	288	282	295	302	258	254	281	291	299	311	353
(事業用)	98	107	100	114	112	103	109	120	126	137	136	124

「住まう」に、
寄りそう



全宅管理

業界最大の
組織力!!

「賃貸住宅管理業法」の施行により期待度アップ!

『全宅管理』入会のご案内

入会特典

全5種プレゼント中!

2023年3月31日入会受付分まで

特典1 「賃貸不動産管理業務マニュアル」

特典2 「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」

特典3 「間取りクラウド」(間取り図作成ソフト)

特典4 「ひな形Bank」(販売図面・チラシ等作成ソフト)



さらに



事業のご案内

全宅連が母体となり設立された(一社)全国賃貸不動産管理業協会(通称「全宅管理」)は、「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

業務支援事業

弁護士による
電話法律相談

業務支援事業

250種以上!
賃貸管理関係書式
ダウンロード

業務支援事業

クラウド型
賃貸管理ソフト

情報配信事業

会報誌・メールマガジン
オーナー通信 等による
情報提供

知識啓発事業

会員研修
インターネットセミナー

その他の事業

「賃貸管理業賠償責任保険」
他にも募集提案、入居審査から退去時まで
実務で使えるサポート事業を
会員特別価格等でご用意しております。

賃貸管理業を強力にサポート!

宅建協会
新入会員

応援プロジェクト!

2022年度中に宅建協会に新規入会された会員が、入会日から1年以内に本会に入会すると入会金が無料となります。

宅建協会
現会員

全宅管理サポーター制度!

2022年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に、入会申込書を提出すると入会金が無料となります。

ご入会の手続き

- 裏面の入会申込書に必要事項を記入いただき、協会宛に郵送またはファックス(FAX: 03-5821-7330)にてご送付ください。
- 入会申込書の到着が当協会にて確認できましたら、当協会より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。

■ 入会金 20,000円 年会費 24,000円(月額2,000円×12ヶ月分)



ハトマークグループ

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館
TEL:03-3865-7031 FAX:03-5821-7330 HP:https://chinkan.jp/ e-mail:zentakukanri@bz01.plala.or.jp

全宅管理 🔍 で検索



AKITA TAKKEN